

# 海洋汚染防止のための構造 及び設備規則

規  
則

**2008年 第3回 一部改正**

2008年 9月 5日 規則 第53号

2008年 6月 25日 技術委員会 審議

2008年 7月 22日 理事会 承認

2008年 8月 22日 国土交通大臣 認可

「海洋汚染防止のための構造及び設備規則」の一部を次のように改正する。

### 3 編 油による海洋汚染防止のための構造及び設備

#### 3 章 ばら積みの油による海洋汚染防止のための構造及び設備

##### 3.2 船体構造

##### 3.2.5 貨物油ポンプ室の保護（附属書 I 第 22 規則関連）

-5.を次のように改める。

-1. 載貨重量 5,000 トン以上の油タンカーの貨物油ポンプ室には、二重底を設けなければならない。それぞれの二重底タンク又は区画の深さは、いかなる横断面においても貨物油ポンプ室の底部と船舶の基線との距離  $h$  が以下に示す値の、何れか小さい方の値以上としなければならない。ただし、いかなる場合も  $h$  は 1m 以上としなければならない。なお、距離  $h$  は基線の法線方向に測ること。

$$h = B/15 \text{ (m)}$$

$$h = 2 \text{ (m)}$$

-2. 貨物油ポンプ室の船底外板が-1.で要求される最小高さ以上、基線より上方となっている場合（例えば、ゴンドラ船尾）、当該ポンプ室に二重底を設ける必要はない。

-3. バラストポンプを貨物油ポンプ室に備える場合、当該ポンプは、二重底タンクからの効果的な吸引を確保するために適切な配置としなければならない。

-4. -1.及び-2.の規定にかかわらず、貨物油ポンプ室が浸水した場合にもバラスト及び貨物油管装置の機能が損なわれることがないと認められる場合、当該ポンプ室に二重底を設ける必要はない。

-5. 貨物油ポンプ室二重底に設けるビルジウェルは、距離  $h$  で定義された境界線より下方の二重底内に突出させることができる。ただし、ウェルはできる限り小さくし、かつ、基線から垂直に測ったウェル底部と船底外板基線との距離は  $0.5h$  以下未滿としてはならない。

## 5 編 油濁防止緊急措置手引書

### 2 章 技術要件

#### 2.2 作成要件

2.2.1 を次のように改める。

##### 2.2.1 使用言語

油濁防止緊急措置手引書は、~~船長及び士官の~~当該船舶の船舶職員が使用する言語で作成しなければならない。ただし、使用する言語が英語以外の場合は、英語の訳文を付けること。国際航海に従事しない船舶にあっては、本会の適当と認めるところによる。

## 6 編 有害液体汚染防止緊急措置手引書

### 2 章 技術要件

#### 2.2 作成要件

2.2.1 を次のように改める。

##### 2.2.1 使用言語

有害液体汚染防止緊急措置手引書は、~~船長及び士官の~~当該船舶の船舶職員が使用する言語で作成しなければならない。ただし、使用する言語が英語以外の場合は、英語の訳文を付けること。国際航海に従事しない船舶にあっては、本会の適当と認めるところによる。

#### 附 則

1. この規則は、2008年9月5日から施行する。

---

# 海洋汚染防止のための構造及び設備 規則検査要領

要  
領

2008年 第2回 一部改正

2008年 9月 5日 達 第59号

2008年 6月 25日 技術委員会 審議

2008年9月5日 達 第59号

海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領の一部を改正する達

「海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領」の一部を次のように改正する。

## 3 編 油による海洋汚染防止のための構造及び設備

### 3 章 ばら積みの油による海洋汚染防止のための構造及び設備

#### 3.2 船体構造

##### 3.2.5 貨物油ポンプ室の保護

-3.として次の1項を加える。

-1. 規則 3 編 3.2.5 の適用上、貨物油ポンプ室二重底は、空所、バラストタンク等とすること。規則 3 編 1.2.3 の規定を満足する場合、当該二重底を燃料油タンクとして差し支えない。

-2. 規則 3 編 3.2.5 の適用上、バラスト管装置については、貨物油ポンプ室二重底内の当該管装置が損傷した際に、貨物油ポンプ室内に配置されるポンプの機能が損なわれないと認める場合、二重底内に配置して差し支えない。

-3. 規則 3 編 3.2.5-1.の適用上、貨物油ポンプ室の船底外板の一部において基線との距離が規則 3 編 3.2.5-1.に規定する  $h$  未満となる場合については、貨物油ポンプ室の当該部分のみを二重底により保護することとして差し支えない。

#### 3.3 設備、配管等

3.3.1 を次のように改める。

##### 3.3.1 油の船内貯留設備等

-1. (省略)

-2. (省略)

-3. (省略)

-4. (省略)

-5. 規則 3 編 3.3.1-9.に規定する、「油排出監視制御装置の操作手引書」の内容は次の構成とするか、またはこれと同様のものとする。ただし、可能であれば2章以降の内容は、1章を参照することができる。

序文：船の要目、油排出監視制御装置の設置日、目次、MARPOL73/78 の 15(3)(a) と 9(1)の全文

1章：主要機器の取り扱いの説明（油分濃度計の設置、初期設定、操作、点検の手順を含む）

2章：操作手引（貨物／バラスト注排システム，採取箇所を含む指定された船外排出，通常操作手順，自動及び手動入力，始動インターロック，排出弁制御，オーバーライドシステム，可視可聴警報，出力記録及び，手動入力及要求される場合の重力排出，強制排出の流量についての記述から成り，機能不全時の油濁水排出の手順も含む。）

3章：技術資料（点検スケジュール，保守の記録，配線・配管図及び全装置の構成図）

4章：試験及び確認の手順（設置時の機能試験，検査員による初回／定期的検査の要領を含む）

付録Ⅰ：設備詳細（機器の配置と取付状況，安全区域の状態を保つ為の設備，承認された図面で指示された危険区域に設置される電子機器の為の安全要件，サンプリング管のレイアウト，油分濃度計の応答計算，サンプリングプローブの構造と配置，フラッシング設備，ゼロ点調整を含む。）

付録Ⅱ：主要機器の型式承認証書及び製造者による証明書の写し

-6. 規則3編3.3.1-9.に規定する，「油排出監視制御装置の操作手引書」は，船舶職員が使用する言語で記載するものとし，船舶職員が使用する言語が英語又はフランス語でない場合にあつては，英語又はフランス語の訳文を併記すること。ただし，これらの訳文を併記することに替えて，船舶職員が使用する言語版と船舶職員が使用するもの以外の言語版を別冊としても差し支えない。

-67. 規則3編3.3.1-11.にいう「本会が当該船舶の運行計画等を考慮して差し支えないと認める」とは次をいう。

- (1) 主管庁により決定された限定航海で航海時間が72時間以内であること。
- (2) 当該船舶の航海のため発生する油混合物の受入施設が十分であること。
- (3) 受入施設に排出する場合，その記録を油記録簿に記載すること。

### 3.4 原油洗浄装置

3.4.1 として次の1条を加える。

#### 3.4.1 設備要件

規則3編3.4.1-1.(3)に規定する，「操作及び設備の手引書」は，船舶職員が使用する言語で記載するものとし，船舶職員が使用する言語が英語又はフランス語でない国際航海に従事する船舶に備える手引書にあつては，英語又はフランス語の訳文を併記すること。ただし，これらの訳文を併記することに替えて，船舶職員が使用する言語版と船舶職員が使用するもの以外の言語版を別冊としても差し支えない。

## 4 編 ばら積みの有害液体物質による海洋汚染防止のための 構造及び設備

### 2 章 構造及び設備

#### 2.2 構造及び設備の設置要件

##### 2.2.1 有害液体物質排出防止設備

-1.を次のように改める。

-1. 規則 4 編 2.2.1-5.に規定する有害液体物質の排出のための方法及び設備のマニュアルの作成にあたっては、附属書 II の付録 4 に規定する標準様式によること。当該マニュアルは、船上で使用される船舶職員が使用する言語により記載するものとし、船舶職員が使用する言語が、英語又はフランス語でない国際航海に従事する船舶に備えるマニュアルにあつては、英語、又はフランス語又はスペイン語による訳文を併記すること。ただし、これらの訳文を併記することに替えて、船舶職員が使用する言語版と船舶職員が使用するもの以外の言語版を別冊としても差し支えない。

#### 附 則

1. この達は、2008年9月5日から施行する。